

# 裁判の争点出そろう

## “水俣病”訴訟実質審理へ

水俣病患者の訴訟派がチツソ株

理の段階を迎えた。

式会社を相手どって起こしたいわゆる水俣病裁判は三十日、被告のチツソ側が「過失はない。昭和三十五年に和解契約が成立している以上損害賠償請求は失当である」との答弁書を出したことで実質審

理の段階を迎えた。会社側は訴状に対する基本的な態度を示す答弁書と同時に、提訴後の七月三十一日原告側が提出した第一準備書面に反論する被告側の第一準備書面を提出した。両者の書面による事前の応酬によつ

て、裁判の争点はほぼ出そろった。両者の準備書面での主張が対立する部分を抜き出し、改めて両者の言い分を浮き彫りにしてみた。（別表「裁判の争点一覧表」参照）表中カッコ内は答弁書からの引用

## 患者側（原告）の主張

水俣病とは「工場廃液中に含まれたメチル水銀化合物が広汎（はん）な水域に流出し、これをその水域にすむ魚介類が体内に蓄積し、その魚介類を反復大量に摂取した人々の中から発症者を見るメチル水銀中毒症をいう。

メチル水銀は、アセトアルデヒドより沸点が高いため先に凝結して水とともに第一精溜塔底にたまり、この水は廃液として放出された。四十三年に至るまで被告はメチル水銀の回収を考えもしなかった。

原告が水俣病の因果関係を知ったのは、四十三年九月二十六日の政府発表によつてだが、被告側はすでに三十四年十月七日、被告付属病院長細川一氏がネコに同工場酢酸工場の排水を投与する実験によつて水俣病の発症があり、同月二十日この被告はこの事実を確認していた。被告は水俣病の原因物質が右工場排水中に含まれていることを知りながら、これを防止すべき義務を怠り、廃液の排出を続けた。確認以降の被告の行為はほとんど故意に近い過失責任がある。

水銀化合物は「毒物及び劇物取締法」に規定する毒物で、同法第十一条第二項は「毒物または毒物を含有するものであつて政令で定めるものがその製造所等の外に飛散、漏れ、流れ出る等を防ぐに必要な措置を論じなければならない」と規定し、十五条の二はその廃棄の方法について基準を定めているが、被告は十一条二項によつて義務づけられた必要な措置を講ぜず、十五条の二に規定する基準に違反して毒物を廃棄した。

訴状、準備書面とも全くふれていない。

## 会社側（被告）の主張

水俣湾産の魚介類を摂取したことによつて起こつた中毒性中枢神経系疾患である。（メチル水銀化合物が海中に存在すれば海中の魚介類に蓄積され、これら魚介類を人が長期かつ多量に摂取すれば中毒性中枢神経系疾患を起すという原告の主張についてはその可能性を否定するものではない）

メチル水銀の一部が第一精溜塔底部から廃液として工場外に排出されていたことは認める。四十三年までメチル水銀の回収を考えもしなかったとの被告の主張は否認。三十四年十一月以降精溜塔からの廃液は工場外に排出していない。

全面的に否認する。（アセトアルデヒド合成工程中に生成したメチル水銀の一部が海中に流出したこと、水俣病の原因がある種の有機水銀化合物であることがわかつたのは、三十七年半ばであつて、患者発生当時においては被告はもとより当事者、さらには専門学者ですら知り得なかつた）

「毒物及び劇物取締法」の規定があることは認めるが、その規定に被告が違反して過失があつたとする主張は否認する。

（被告と原告らにはすでに和解契約が締結されている。右契約には被告は原告らに対し慰謝料を含む相当額の損害賠償を支払うべきことが定められており、被告は右契約を履行している。よつて原告らの請求は失当である）

契約金について  
見舞い金について

劇物及び毒物（過失）  
取締法違反（過失）

因果関係（過失）  
時期（過失）  
を知つた（過失）

水銀（メチル）  
回収（メ）

水俣病の定義